

新築・購入等で住宅ローンを組む方・組んでいる方へ

～住民税から住宅ローン控除が受けられる場合があります～

1 新たな個人住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）制度が創設されました

平成 21 年度の税制改正により、平成 21 年から平成 25 年までの間に居住し、所得税の住宅ローン減額制度を受けた方で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税から住宅ローン控除が適用される制度が創設されました。

(控除額の算出方法)

$$\boxed{\text{個人住民税の住宅ローン控除額①}} = \boxed{\text{所得税における住宅ローン控除可能額}} - \boxed{\text{住宅ローン控除適用前の前年の所得税額}}$$

※ 上記の式で算出された控除額①が、「前年分の所得税の課税総所得金額等の 5% (97,500 円を限度) ②」を超えた場合には、控除額は②の金額になります。

◎ 個人住民税の住宅ローン控除の適用にあたって、住民税の申告は不要です。

住宅ローン控除を受ける方が、税務署などへの確定申告を行った場合や年末調整の適用を受けた場合には、市区町村（個人住民税）への申告は不要となりました。

※ 確定申告や年末調整の手続きは、今までと変わりません。

2 税源移譲の経過措置による住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）制度について

この制度は、平成 11 年から平成 18 年までに入居した方を対象に、国から地方への税源移譲による経過措置として、平成 20 年度以降の個人住民税からの住宅ローン控除が適用されるものです。

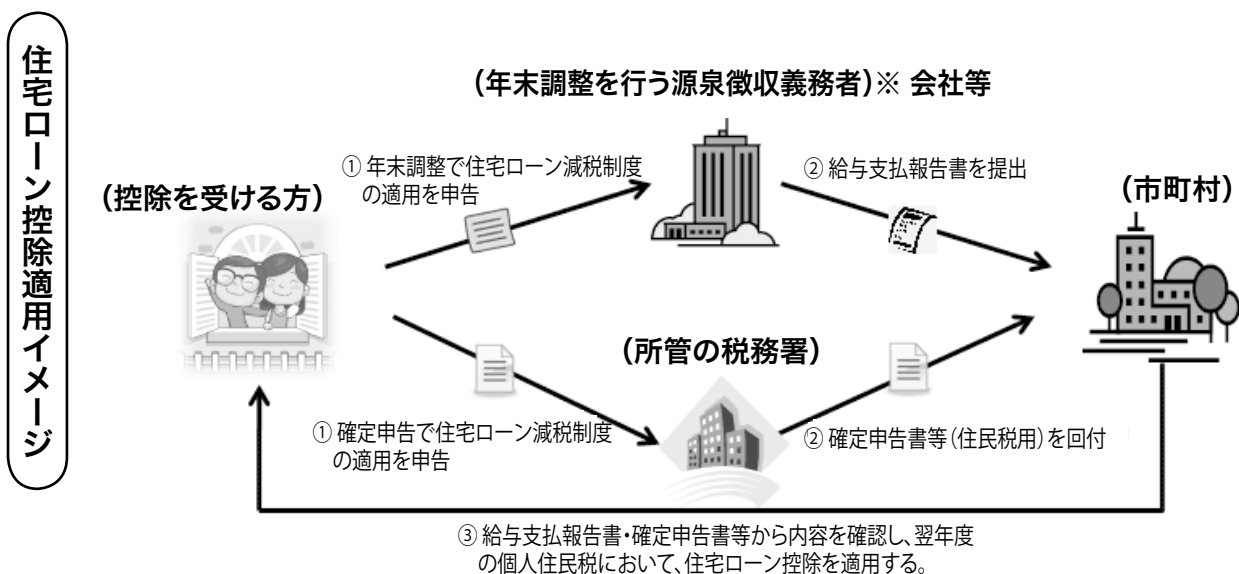
※ この控除を受けるには、市区町村への申告が必要でしたが、新たな住宅ローン控除の創設にともない、上記 1 同様、平成 22 年度分の個人住民税から申告は不要となりました。

◎ 申告の必要がある場合には、これまでと同様に市区町村へ申告を行うことで、控除の適用を受けることができます。

これは、退職所得、山林所得を有する方などで、平成 11 年から平成 18 年までに入居した方については、上記 1 の新たな住宅ローン控除と上記 2 の従来の住宅ローン控除とで、控除される金額が異なる場合があります。

※ 申告をされる場合には、毎年 3 月 15 日までに、住所地の市区町村へ申告する必要があります。

※ 期限までに申告されなかった場合は、自動的に申告を不要とする新たな住宅ローン控除の適用を受けることになります。



※ なお、平成 19 年または平成 20 年に入居した場合は、個人住民税の住宅ローン控除の適用はありませんので、ご了承ください。